

東近江行政組合事務局の組織に関する規則

平成5年4月1日
滋賀中部地域行政組合規則第1号

改正	平成7年4月1日	規則第1号	平成14年3月27日	規則第1号
	平成9年3月31日	規則第6号	平成16年3月10日	規則第3号
	平成10年3月31日	規則第1号	平成19年4月1日	規則第2号
	平成11年12月24日	規則第8号	平成22年3月18日	規則第3号
	平成12年3月31日	規則第1号	平成26年3月26日	規則第4号
	平成12年9月25日	規則第6号	平成27年3月25日	規則第1号
	平成13年3月28日	規則第6号	平成28年2月26日	規則第2号

滋賀中部地域行政事務組合事務局の組織に関する規則（平成3年滋賀中部地域行政事務組合規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 東近江行政組合事務局設置条例（平成3年滋賀中部地域行政事務組合条例第1号）第2条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するため、必要な組織を定めるとともに事務の分掌を明確にし、もって行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（組織）

第2条 事務局に総括管理課及び救急医療事務局（以下「課等」という。）を置く。

（平16規則3・平19規則2・平22規則3・一部改正）

（平27規則1・一部改正）

（分掌事務）

第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総括管理課

- ア 議会に関すること。
- イ 管理者会議に関すること。
- ウ 公印の管守に関すること。
- エ 文書の審査及び管理調整に関すること。
- オ 条例規則等の制定及び改廃に関すること。
- カ 行政機構に関すること。
- キ 監査委員事務に関すること。
- ク 人事管理に関すること。

- ケ 職員の任用、昇格及び昇給に関すること。
- コ 職員の服務その他勤務条件に関すること。
- サ 職員の分限、懲戒及び表彰に関すること。
- シ 職員の公務災害補償に関すること。
- ス 職員の給与に関すること。
- セ 職員の研修に関すること。
- ソ 職員の共済、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- タ 職員団体に関すること。
- チ 広報、統計及び調査に関すること。
- ツ 課（局）及び消防本部との連絡調整に関すること。
- テ 一般会計、特別会計に属する予算の編成に関すること。
- ト 財政の企画及び調査運用に関すること。
- ナ 予算の配当及び執行管理に関すること。
- ニ 組合債に関すること。
- ヌ 財政公表及び財務諸報告に関すること。
- ネ 組合保有財産に関すること。
- ノ 寄付採納に関すること。
- ハ 契約審査委員会に関すること。
- ヒ 公平委員会に関すること。
- フ ふるさと市町村圏計画の策定に関すること。
- ヘ ふるさと市町村圏計画の実施についての連絡調整に関すること。
- ホ ふるさと市町村圏計画に基づく地域振興調整事業に関すること。
- マ 地方拠点都市法に係る計画及び連絡調整に関すること。
- ミ その他広域行政に係る企画、計画及び連絡調整に関すること。
- ム 他の所管に属さないこと。
(平22規則3・一部改正)
(平16規則3・平19規則2・平22規則3・一部改正)
(平27規則1・一部改正)

(2) 救急医療事務局

- (平27規則1・一部改正)
- ア 休日急患診療所の業務及び運営管理に関すること。
- イ 救急医療事務に関すること。

(平19規則2・一部改正)

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長を置く。ただし、必要があるときは、事務局次長及び主監を置くことができる。

(平22規則3・平26規則4・平28規則2・一部改正)

2 課等に課長及び事務長を置く。

3 前2項に規定する職のほか、課等に参事、課長補佐、事務長補佐、主幹、副主幹、主査、専門員、主任主事、副主任主事、主事又はその他の職員を置くことができる。

(平16規則3・平19規則2・平22規則3・一部改正)

(職務)

第5条 前条に規定する職の職務は次のとおりとする。

職名	職務
事務局長	上司の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
主監	上司の命を受けて特命の事務を掌握し、職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務長	上司の命を受けて救急医療事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受けて担当事務を掌理し、担当職員あるときは、これを指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務長補佐	事務長を補佐し、事務長に事故あるときは、その職務を代理する。
主幹	上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときは、これを指揮監督する。
副主幹	上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときは、これを指揮監督する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときは、これを指揮監督する。
専門員	上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときは、これを指揮監督する。
主任主事 副主任主事 主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。

(平16規則3・平19規則2・平22規則3・平26規則4・平28規則2・一部改正)

2 事務局長に事故あるときは、事務局次長、主監、総括管理課長の順によりその職務を代理する。

(平22規則3・追加)(平26規則4・一部改正)
(平27規則1・一部改正)(平28規則2・一部改正)

(分掌事務の特例)

第6条 管理者は、特に必要と認める場合はこの規則に定める分掌事務の一部を他に分掌させることができる。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則 (平成12年3月31日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年9月25日規則第6号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月28日規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月27日規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月10日規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月18日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月26日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月25日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。